

南部箕蚊屋広域連合告示第29号

令和6年第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月9日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和6年8月27日（火） 午前10時00分
2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場

○開会日に応招した議員

河 中 博 子	大 床 桂 介
一 橋 信 介	荊 尾 芳 之
山 路 有	景 山 浩
乾 裕	真 壁 容 子
細 田 元 教	勝 部 俊 徳

○応招しなかった議員

な し

令和6年 第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会会議録（第1日）

令和6年8月27日（火曜日）

議事日程

令和6年8月27日 午前10時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第13号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第5 議案第14号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第6 議案第15号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）<委員会付託>
- 日程第7 議案第16号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）<委員会付託>
- 日程第8 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第9 議案第13号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第14号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第15号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第16号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

（追加議案）

- 日程第13 発議案第1号 議会における地方行政調査について
- 日程第14 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第13号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第5 議案第14号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第6 議案第15号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第1号)<委員会付託>
- 日程第7 議案第16号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)<委員会付託>
- 日程第8 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第9 議案第13号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第14号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第15号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第16号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- (追加議案)
- 日程第13 発議案第1号 議会における地方行政調査について
- 日程第14 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

出席議員(10名)

1番 河 中 博 子	2番 大 床 桂 介
3番 一 橋 信 介	4番 荊 尾 芳 之
5番 山 路 有	6番 景 山 浩
7番 乾 裕	8番 真 壁 容 子
9番 細 田 元 教	10番 勝 部 俊 徳

欠席議員(なし)

日程第3 議事日程の宣告

○議長（勝部 俊徳君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第13号 から 日程第7 議案第16号

○議長（勝部 俊徳君） お諮りいたします。日程第4、議案第13号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7、議案第16号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までを一括して説明を受けたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第13号から日程第7、議案第16号までを一括して説明を受けます。

提案理由の説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、議案の説明を行います。議案第13号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続いて、議案第14号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算及び令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、決算審査の意見書が提出されておりますので、審査の結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

坂口代表監査委員、よろしく願いいたします。

○監査委員（坂口 正治君） おはようございます。監査委員の坂口でございます。令和5年度南部箕蚊屋広域連合歳入歳出決算の審査報告を行います。お手元の審査意見書、これを基に御報告いたしますので、そちらを御覧ください。

まずは、1ページの第1、審査の概要についてです。1、審査の期間及び場所、期間、令和6年7月18日、場所、南部町役場監査委員室、河中監査委員と私で監査を実施させていただきました。2、審査の対象、1、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿、2、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿、3、審査の概要についてです。令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計、介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書、証拠書類及び地方自治法施行令第166条第2項に定める書類の審査に当たっては、1、決算の計数は、正確で誤りはないか、2、予算の執行は、関係法令及び議決の趣旨を尊重し、効率的かつ的確になされているか、3、収入・支出の事務は、諸法規に準拠し、適正に執行されているか、4、財産の取得管理及び処分は、適正に執行されているかなどの諸点について、関係諸帳簿及び証拠書類の照合精査をするとともに、関係書類の提出を求め、事務局の説明を聴取し慎重に実施いたしました。4、審査のため説明を受けた部局は、南部箕蚊屋広域連合事務局でございます。

次に、第2についてです。審査結果について御報告いたします。1、審査計数の状況、審査に付された令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書については、計数は正確で誤りは認められず、関係諸帳簿及び証拠書類と合致していると認めました。また、予算の執行は適切であり、収入・支出財産管理の事務は適正に行われていることを認めました。

次に、2ページを御覧ください。2の決算概要については、事務局より御説明がありますので省略いたします。

3ページを御覧ください。第3の監査意見についてでございます。令和5年度は、第8期介護保険事業計画の最終年度でした。介護保険の運営状況では、保険料収入額は、事業計画値に対して102.2%、介護給付費の支出額は、事業計画値に対して93.5%でした。コロナ禍で大きく落ち込んだサービス利用は、その後回復傾向が見られており、おおむね計画どおりの実績になったと考えております。保険料の収納状況については、現年度分の収納率は前年度と同程度でありましたが、滞納繰越分の収納率は若干上がっています。保険料収納の確保は、制度運営及び公平性の観点からも非常に重要であり、引き続き構成町村と連携を図りながら、収納率向上に努めていただきたいと思います。

令和6年度を初年度とする第9期計画では、第8期までに行った準備基金の積立てを取り崩すことにより、保険料の抑制が図られています。高齢者人口は既にピークを迎えています。団塊世代が、やがて後期高齢者となることで、介護の需要はますます高まっていくことが見込まれて

いることから、構成町村及び関係機関との連携強化を図り、適正な介護保険の運営に努めていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（勝部 俊徳君） 以上で監査報告は終わります。

それでは、引き続き、議案第15号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）及び議案第16号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の御説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、続きまして、議案第15号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,288万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,788万4,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

続いて、議案第16号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。令和6年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

詳細にわたりましては、事務局のほうから説明をいたします。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。そうしますと、議案第13号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

まず、一般会計決算書の15ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5億6,323万3,914円、歳出総額5億5,917万6,200円、歳入歳出差引額405万7,714円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は405万7,714円でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。1ページ、2ページをお開きください。1款分担金及び負担金、収入済額4億8,502万7,000円、これは構成町村からの負担金収入でございます。2款国庫支出金、収入済額1,413万2,050円、これは低所得者の保険料軽減に係る負担金及び介護保険システム改修に係る補助金でございます。3款県支出金、収入済額808万525円、主なものは低所得者の保険料軽減に係る負担金、権限移譲事務に係る交付金でございます。4款繰入金、収入済額4,130万5,349円、これは過年度分の町村負担金の返還に充てるための介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。5款繰越金、収入済額295万6,790円、前年度の繰越金でございます。6款諸収入、収入済額1,173万2,200円、主なものは介護予防サービス計画作成料収入でございます。歳入合計といたしまして、予算額5億6,382万円に対し、収入済額5億6,323万3,914円でございます。

次に、歳出を御説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。1款議会費、支出済額46万3,155円、2款総務費、支出済額9,982万4,500円、主なものは町村派遣職員給与負担金、電算システムの保守及び改修に係る委託料、町村負担金の過年度分返還金でございます。3款民生費、支出済額4億5,888万8,545円、主なものは介護保険事業特別会計への繰出金、介護予防サービス計画の作成委託料、地域包括支援センター職員の給与負担金でございます。4款予備費の支出はございません。歳出合計といたしまして、予算額5億6,382万円に対し、支出済額5億5,917万6,200円、不用額は464万3,800円でございます。

続きまして、16ページをお開きください。財産に関する調書でございます。1、公有財産に該当するものはございません。2、物品につきましては、取得価格10万円以上の備品を計上しておりますが、今年度中の増減はございません。3、債権につきましては該当するものはございません。4、基金につきましては、介護保険介護給付費準備基金が、前年度末現在高1億5,799万2,282円、積立額5,962万8,089円、取崩し額ゼロ円、年度末現在高は2億1,762万371円でございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第14号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

まず、介護保険事業特別会計決算書の23ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額34億1,007万1,336円、歳出総額32億999万2,376円、歳入歳出差引き額2億7万8,960円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は2億7万8,960円でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。お戻りいただいて、1ページ、2ページをお開きください。1款保険料、収入済額6億3,344万5,680円、不納欠損額129万7,300円、収入未済額524万5,340円でございます。2款使用料及び手数料、収入済額4万2,480円、これは保険料の督促手数料でございます。3款国庫支出金、収入済額7億3,657万1,281円、これは主に介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金及び補助金でございます。4款支払基金交付金、収入済額8億4,255万1,000円、これは介護給付費及び地域支援事業費に係る第2号被保険者負担分の交付金でございます。5款県支出金、収入済額4億4,753万1,181円、これは介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金及び補助金でございます。6款繰入金、収入済額4億4,476万3,700円、これは介護給付費、地域支援事業費、事務費及び低所得者保険料負担軽減に係る一般会計からの繰入金でございます。7款諸収入、収入済額29万3,348円、これは高額介護サービス費等の返納金でございます。8款繰越金、収入済額3億485万6,577円、前年度の繰越金でございます。9款財産収入、収入済額1万6,089円、これは介護保険介護給付費準備基金の預金利子でございます。歳入合計といたしまして、予算額34億1,581万円に対し、収入済額34億1,007万1,336円でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。1款総務費、支出済額1,630万3,275円、主なものは要介護認定に係る審査会負担金、主治医意見書作成料でございます。2款保険給付費、支出済額28億5,700万252円、これは介護保険の給付に係る費用でございます。3款地域支援事業費、支出済額7,838万420円、これは地域支援事業の実施に係る費用でございます。4款保健福祉事業費、支出済額391万1,000円、これは保健福祉事業の実施に係る費用でございます。5款基金積立金、支出済額5,962万8,089円、これは介護保険介護給付費準備基金の積立てでございます。6款公債費の支出はございません。7款諸支出金、支出済額1億9,476万9,340円、主なものは過年度分の国県支出金の返還金及び町村負担金の返還に伴う一般会計への繰出金でございます。8款予備費の支出はございません。歳出合計といたしまして、予算額34億1,581万円に対し、支出済額32億999万2,376円、不用額は2億581万7,624円でございます。

以上で特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第15号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

それではまず、歳入から御説明いたします。補正予算書の4ページをお開きください。3款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金でございます。1,000円を増額し、42万2,000

0円とするものです。これは過年度分の介護保険事業補助金でございます。4款繰入金、1項特別会計繰入金、1目介護保険事業特別会計繰入金でございます。2,882万7,000円を増額し、2,882万8,000円とするものです。これは前年度実績に伴う町村負担金の返還金に充てるための介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。5款繰越金でございます。405万6,000円を増額し、405万7,000円とするものです。これは前年度の繰越金でございます。

次に、歳出を御説明いたします。5ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。3,248万9,000円を増額し、9,370万2,000円とするものでございます。これは過年度分の介護保険システム改修補助金及び町村負担金の返還金の増額でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目高齢者福祉費でございます。29万9,000円を増額し、4億4,156万4,000円とするものです。これは過年度分の低所得者保険料軽減負担金の返納金の増額でございます。4款予備費でございます。9万6,000円を増額し、89万7,000円とするものです。これは歳入歳出の差額調整による増額でございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、議案第16号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について御説明をいたします。

まず、歳入から御説明いたします。補正予算書の4ページをお開きください。8款繰越金でございます。2億7万3,000円を増額し、2億7万8,000円とするものがございます。これは前年度の繰越金でございます。

次に、歳出を御説明いたします。5ページを御覧ください。5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金でございます。7,200万1,000円を増額し、7,201万8,000円とするものがございます。これは前年度実績に伴う保険料余剰分の積立てでございます。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金でございます。9,924万4,000円を増額し、9,924万7,000円とするものがございます。これは前年度実績に伴う国、支払基金、県への返還金でございます。7款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金でございます。2,882万8,000円を増額し、2,882万9,000円とするものです。これは前年度実績に伴う町村負担金の返還金に充てるための一般会計への繰出金でございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(勝部 俊徳君) それでは、提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、執行部より説明いただきました議案につきましては、この後、総務民生常任委員会に付

託をいたしますので、総括的な質疑のみを行い、個別的な質疑につきましては、総務民生常任委員会で行っていただきますようお願い申し上げます。御発言のある方は挙手の上、御発言ください。

それでは、次に、議案第13号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、総括的な質疑はございませんか。挙手の上、御発言ください。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、質疑はなしと認め、質疑は終結いたします。

それでは、続きまして、議案第14号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、総括的な御質疑はございませんか。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 第14号の令和5年度の介護保険事業特別会計の決算について質問があります。

第1点目は、いわゆる基金の問題です。これは質問として使うのは、議案第13号の財産に関する調書のところで、議案第13号の16ページに、基金が今回、年度末の現在高が2億1,762万371円、基金として残るということが出てきています。このこともあって、令和5年度それまで決算状況見ながら、次期の第9期の保険料を決めてきた、これは監査の意見でも述べられているように、8期中の基金ですね、これが思っていたより残ってきたわけですね。これは全国的な共通ですね。このことによって、この広域連合では、年間の介護保険料が平均として第8期6万9,500円だったのが、第9期には6万7,500円と、年間で約2,100円ぐらいの保険料を下げる事ができたということになるんですが、ここで、介護保険が高いという被保険者からの意見、それと、認定率の問題からして、20%にも満たない方々が利用してる介護保険料では、非常に使っていない方々等も、幾ら保険とはいえ、高過ぎるという意見があるんですけども、今回の第9期については、コロナ等の問題があって、いわゆる基金もあったんですけども、この9期全体を見ていきながら、次、10期ですね、厚生労働省は、10期から11期にかけて約8,000円ぐらいなるのではないかと予想もしていたわけですね。そういうことを考えたときに、連合長は、この介護保険料が今の住民生活から見たらどれぐらいが適切で、今後ですね、このようなコロナ禍で今回は基金として残ってきたんですけども、今回、基金取り潰しながらやるわけですね。そういうふうについていけば、この継続のある持続性のある介護保険とよく言うんですけども、第9期以降ですね、第10期等についての見通しっていうのは、どんなふう考えてるのかっていうのをひとつお聞きしておきたいというのが1点です。今回の2億

幾ら基金が残ってきたことについて、まず1点目。

それで、2点目は、これは資料第1、介護保険の運営状況についての資料からの連合長への質問です。資料1の4ページにある(6)要介護（要支援）認定者構成割合の比較、これと、次の、(7)要介護（要支援）認定率の比較、これについて質問します。

まず、4ページの上の要介護認定者構成割合の比較、これは、広域連合と鳥取県と全国の分について、要支援1から要介護5までの7段階の構成割合を比較しています。広域連合は、鳥取県と全国的に見た場合、要支援1、要支援2、いわゆる比較的軽いところが全体に見たら低くって、要介護の5が、ほかの鳥取県、全国の割合よりも多くなっているということが出てきています。これを連合長、どんなふうに見ますか。地域共生で助け合っていく、早期から要支援、最初の段階から助け合いながら介護を重度になるのを防いでいくのだからというんですけども、全体の割合から見たら、鳥取県の全体から見ても、要支援1、2が低いわけですよ。これについて、連合長はどのようなふうを考えているかっていうのをお聞かせいただきたい。

次の2つ目の、資料での2つ目は、次、(7)の要支援の認定率の比較です。この表は、各町村の社協の事務局にも何か置いてあるそうですね、住民の中でこれが結構評判になってるんですよ。よく聞かれるのは、広域連合は、認定率が一番低い。お隣の日南町から比べたら、図がこういうふうに見たら、すごく差があるように見えますからね。出るんですけども、広域連合では、この認定率が低いというのは、住民がいわゆる介護予防が進んでいて、認定する人が少なくなっているのか、それとも、門前払いという言い方は不的確かもしれませんが、何らかの理由でこういうふうにならなっているのは、利用しにくくなっているのか、どちらなんだっていうことをよく聞かれるんですけども、これについて、連合長は連合内での介護予防の取組から、この数字っていうのをどのように解釈するかというのをお聞きしたいというのが2つ目です。

それと、3つ目には、滞納の問題です。どこかといえば、南部町70人のうち40人が広域連合内での南部町が滞納が多いというのが出てきています。これは先ほどの全協の中では、この違いということについて、連合長どう捉えているかって聞いたんですけども、その続きとして、この介護保険の普通徴収での滞納が出た場合、いわゆるペナルティーですよ、利用する際に10割負担とか、負担増になるケースが出てきています。そういうふうに制度はなっています。広域連合内では、このような滞納者について具体的にサービスが停止、ないしは基準よりも多くのサービス料を取っているという例はあったのかという点ですね。この点も本会議の中で明らかにしてほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、私のほうからは、基金の見通しについての御質問いただきましたので、基金の見通し、または国が言ってます第10期等、これからの将来推計について、連合長としてどう思ってるのかといったことを私の所見を申し上げたいと思っています。広域連合の、いわゆるパイを大きくすることによって介護保険料を落とし、有効な効率的な介護保険事業をしていくんだといったことは、これまでも何回も皆さんと共有したことだろうと思っ
ます。そういうことが、この広域連合の中で実態として生まれてきていると思っています。今期の9期から10期を予測するのは非常に難しいですけれども、ただ、明らかに言えることは、団塊の世代が、これからいよいよ介護保険のサービスの受給者になるといったことだろうと思っ
ます。したがって、今言えますことは、国の言ってるとおり、非常に今後は厳しい状況は生まれてくるだろうと。その中で、さらに広域連合として共同運営をすることによる利益はきっと出てくるだろうと、またそういうことになるような介護保険の運営をしなければならないと、このように思っています。

それから、次に、認定率の御質問についていただきました。要介護5が、県や、それから国に対して多いのではないかと、この辺りのところは、詳細については、私どもはこの調査がどうなのかっていうことは分かりませんが、やはり地域性であったり、それから全体の人数の構成率の違いだろうと、このように思っています。特段この広域連合の中で認定率5が高いといったことについての所見は持っておりません。

もう1点、介護の認定率が低いといったことです。これについても度々御質問いただけてますが、各構成町村が一番努力しています介護予防の効果といったものが、私はここでしっかりと出ると、このように認識しておるところでございます。

3点目の普通徴収に対する実態につきましては、事務局のほうから御説明いたします。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 70人の具体的な内訳というのは委員会のほうで答えをさせていただきたいと思っておりますので、給付制限が実際にかかっている人が何人あるかということについて答えをしたいと思います。

現在のところ、給付制限で3割負担になっておられる方がお一人ございます。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長が、先ほどの第8期の基金の状況を見て、どういうふう
に次の見通すかっていうところで、パイが大きければいいというふうにおっしゃった、広域連合のよさが出てきているのではないかなっておっしゃったんですけども、私、どこがよさが出てい

るかっていうのよく分らないですけども、基金が多いためてきたことが広域連合のよさですか。全国的には、広域連合組んでいなくても、コロナ等で介護保険の利用が減って、いわゆる基金がたまってきたっていう状況あるんですよ。だから、厚生労働省が予想してきたことと、ちょっと反して、いい意味ですけども、全国的には介護保険料がそう上がらなかった現状っていうのがあるわけで、この広域連合も下げてきたわけですよ。でも、これがコロナで使わなかったからだって言ったら、保険料をもらいながら利用が控えたほうが次の保険料は安くなるんですよっていうメッセージにもなりかねんわけですよ。

そこで聞いてるんですけども、今、六千幾らです。それが8,000円、9,000円等になってきたときに、非常に住民から見ても、これ以上耐えられない介護保険の保険料だっていう指摘に対して、何らかの対応が要るのではないかっていうふうに思っています。それについて、この広域で組んでるからいいからではなくって、保険料がこれ以上上がらないような取組っていうことをしていくべきではないかと、実際にコロナのような状況とか、利用控えがなかったら確実に上がっていくんですよ。その点について、高齢者の人口増減も含めて、どんなふうに考えていくかっていうことを、どう考えているのですかっていう点です。

それで、2つ目の問題ですよ。認定率の問題は、先ほどの分については、第5段階が多いのはよく分らないとおっしゃったんですけども、連合長、この4ページの(7)を見て、広域連合が例えば日南町なんか26.3%なんですよ。広域連合が17.9%、見てもらったら分かりますが、日南町は26.3%で、利用料も結構、日南町は1人当たりが2万9,399円に対して、広域連合、2万4,602円なんです。その中で介護保険料が広域連合より安いんですよ。認定率は高い、1人当たりの費用額は高い、ところが基準額は保険料は低い、これ日南町の状況です。これから比べて、広域連合でいえば、1人当たりの利用料もほかよりも少ないけれども認定率も低い、そういう状況なんです。であれば、連合長が、これが各町村の取組で、これぐらいの認定率が低いというのであれば、これ、全国から視察に来ますよ。そういうところがあるのであれば、もっと数字を出してしっかりと介護保険を使ってる方々や保険料を負担している方々や、介護予防をしてる方々に広く知らせていかないといけないんじゃないですか。その辺なんですよ、その辺をどう考えているのか。もしかしたら、介護予防や要介護支援の1、2のところ、なかなか利用控えが起きているのではないかと、こういう数字も見てとれんことはないんです。なぜかという、鳥取県は全国より低いんですからね。その点についてどのようにお考えなのか。もしそれが町村の取組が他町よりも優れているというのであれば、そこをしっかりとPRするような材料を示していただきたい。これについてはどうなんでしょうか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。まず最初に、先ほど、後で質問いただきました認定率のことですけれども、認定率と、さらには、私は、この認定率というのは、やはり年齢であったり、非常に大きなファクターというのは、そういうところにあるんじゃないかと思っています。いわゆる90歳以上人口になったときに、一気に90から95だったですか、65%ぐらいに上がる。こういったところの比率というものが多いたところは、やはり介護の認定率が高くなると思っています。費用については、やはり施設介護といったことが大きな費用のファクターになるんじゃないかなと思っています。そういうことから考えて、私も、この2町1村でやってる介護事業といったものは、非常にいい構成要素を持ってるんじゃないかと思っています。施設介護も一定充実していますし、在宅に対する介護、それから介護予防、こういったものは、私は胸が張れるものがあるという具合に思っているところでございます。そういったものが数値として出すとこういったものになるんであって、これを単純に介護の認定率が低いのはけしからんだとか、おかしいではないかといったことには当たらないと、このように思っています。

それから、一番最初に言われました介護保険の負担については、これはやはり、私どもも非常に懸念をしています。これから先々の、先ほども申し上げましたように、これから多くのサービスが必要となる時代を迎えるわけで、さらには、それを支える年代というものは少なくなっていく状況を生みます。したがって、今までの仕掛けだけでは、介護保険自体が維持できないのではないかと、こういう懸念も多く言われているところです。これにつきましては、やはり、この広域連合だけで解決できるものではありませんので、全国で首長等が、国に対して物を申していくと、こういう機会を通じながら、これからも申し上げていきたいと、このように思っています。私からは以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 1点、認定率の問題です。連合長、私は、単純に広域連合の17.9%が低いのはいけないと言ってるん違うんです。お言葉返せば、単純に、介護予防の効果ができているという答弁についてはいかがかと言ってるんですよ。確かにそれはいいことであるので、いいことであるのであれば、もう少し分析して、平均よりも認定率が低くなっている状況を、プラス面があるのであれば、それを積極的に出してやるべきではないかという質問をしてるわけなんです。だから、そういう意味でいえば出すほうが、単純な批判で言うのではなくって、あなた方がきっちりとこれ出してきていただきたいということを言うてるわけですよ。学ぶべき点がたくさんあるのであれば学んでいかないといけないしというところで、これをきっちと広域連合

の17.9%をどう見るかということについての分析等をしていくべきではないかという点で、どうでしょうか。この中見たら、日吉津村が16%台なんですよ。それは分かりますよね。年も若いこともあるしね、ただ、人口比率から見たら、そんなに大きいこと占めないの、それだけでは説明できない数字ではないかというふうに私は思っているんです。実際、下に書いてあるように、前年度に比べたら認定者総数も減ってきてるわけですよ。これ、人口減の中で起こっているのか、それとも、この減ってきてるのが、取組が、どの取組をして減ってきたのかってことは、これはやっぱりつかむ必要があるのではないかと思うんで、そのためにやってるんですから。どうです、その分析等をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○広域連合長（陶山 清孝君） 休憩してもらっていいですか。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、暫時休憩いたします。この場で少々お待ちください。

午前11時18分休憩

.....

午前11時19分再開

○議長（勝部 俊徳君） それでは、再開いたします。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。結論から言いますと、この原因を究明するのは非常に難しいだろうと思います。いわゆるサービスを受給するときに申請するというのは本来の姿ですけれども、私の聞いているところでも、早めに認定受けといて、いざといったときにそれを使えるようにするために早めの認定がいいんだと。先ほど私が申しあげましたように、この2町1村の構成の中には、多様なサービスが存在する、県内でも非常に恵まれたところだと思っています。そういうことがいいほうに、そんな早く認定を受けなくても、ちゃんと受けられるよっていう環境がそういうことを左右してるのか、または、先ほど言ったように、間違いなく介護予防の効果は出ています。これはいろいろなところで客観的な数字を出すっていうようなことは非常に難しい要素ですけれども、これは出てるという具合に考えています。今、私が申しあげれますのは、これを証明するようなことが、膨大な労力をかけながらすれば何かあるかもしれませんが、これからもそういうエビデンスを探すような方式があるかどうかということにつきましては、事務局のほうで継続して調査をさせます。現実には今はそういうものがないということ聞いております。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、以上で、真壁議員の質疑は終結いたします。

それでは、ほかに御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、ほかに質疑はなしと認め、以上をもって議案第14号に関する質疑は終結いたします。

続きまして、議案第15号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）につきまして、総括的な質疑を求めます。ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、質疑はなしと認め、質疑は終結いたします。

次に、議案第16号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、総括的な質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

お諮りいたします。議案第13号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第16号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

それでは、本会議は暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午後 2時01分再開

○議長（勝部 俊徳君） それでは、本会議を再開いたします。

日程第8 広域連合行政に対する一般質問

○議長（勝部 俊徳君） 日程第8、広域連合行政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

なお、議員の質問時間と執行部の答弁を合わせた時間が1時間である総合時間制といたしておりますので、厳守のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問を行います。8番、真壁容子議員。

真壁議員。

○議員（８番 真壁 容子君） ただいまより一般質問いたします。答弁をよろしく願いいたします。

今回は４点についてです。高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる地域づくり、これは、第９期南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画の基本目標です。基本方針として、地域包括ケアシステムの深化、介護予防と健康づくりの推進、３点目、認知症施策の推進、４点目、個人の尊厳の保持、このような目標と方針を持って介護保険事業が進んでいます。

例えば今回出てきた第９期の保険料の基準額は、年間６万７,５００円、月５,６３０円という金額です。認定率は１７.９％から１８％、対象の総人口は２万４,３３６人のうち９,１７４人が１号被保険者、３７.７％を占めます。このような方々から年間広域連合内で６億３,０００万円というお金が保険料として徴収されているわけです。１年間の事業額として約３４億円、これを使って介護保険の事業が展開されています。第１期に始まった２０００年の介護保険の始まりのときには、介護の社会化として期待もされ、歓迎されてきました。今回、第９期ですが、第５期に初めて地域包括ケアの推進という言葉が出てきました。これは言い方がいろいろあるとは思いますが、それまでの医療費の中から介護系のサービス等を介護保険に削ることによって、医療費の相当額が国の中で削減されてきたという現実があります。第５期からの地域包括ケアをうたっている。言葉は非常にいいのですが、中身について言えば、できるだけ在宅、居宅で介護を進めていく、この方針には変わらないというふうに私は受け止めています。これらの中で介護保険については、住民の中から非常に高いという声が出てきています。私は、介護保険が、このように住民からしっかりと保険料を徴収し、事業展開していく以上は、法律上に基づいた責任ある仕事をしていただきたいと、今回４点について質問いたします。

まず、第１点目は、サービス提供基盤の整備を問います。会見地区では、デイサービスが閉鎖されたことが住民に大きな影響を与えています。私どもが議会報告に出かけましても、まず、出てくるのが、会見地区にどうしてデイサービスをなくしたのかという問いです。広域連合では、この連合内のサービスの供給量、提供量をどのように考えているのでしょうか。その点から、今回、会見地区のデイサービスが閉鎖された理由とその影響をどのように考えているのかということを改めて広域連合の議会でお聞きしたいと思います。サービス提供基盤の整備の考えを問いたいと思います。

まず、２点目、低所得者の負担軽減をどう図るか。所得段階別の要介護者認定者と受給者数、

特定入所者の利用者負担段階別割合から広域連合の受給状況をどう見るか、連合長に問います。これについては、資料が配付されておりますので、その資料の数字等を見ながら、連合長の見解をお聞きしたいと思えます。

第3点目、老人福祉法と介護保険法についての認識を問いたいたと思えます。これは、介護保険を進めている介護保険者として、老人福祉法と介護保険法の関連をどう考えているかということ連合長にお聞きしたいと思えます。広域連合の中では、広域連合は介護保険の事業を行うものであって、老人福祉全般に責任を持つことではないということは重々承知しておりますが、老人福祉法と介護保険法については、多分に不可欠な関連性があると私は考えています。介護保険だけで老人福祉が全部語れるものではありません。広域連合で介護保険を運営していく点から、老人福祉法についてどのように考えているかということ連合長にお聞きしたいと思えます。

次、4点目、介護保険制度の見直しを国に求めます。大阪の社保協というところが、数年前に、2025年、介護保険は使えなくなる、こういう本を出して一世を風靡しました。2025年から始まる、要は、団塊の世代の今後10年間をめぐったときに、介護保険料は保険料が高くなり、サービスが行き届かない、こういう現状を憂いて出されたものだというふうに理解しています。

今回、第9期は、第8期のコロナ禍の中での、いわゆる給付減、この影響で基金が残り、それを全て9期につぎ込むことによって介護保険料の若干の引下げを住民に示すことができますが、今後のどういうふうになるかということは予測はついていません。私は、介護保険料利用料負担を今後どう考えていくのかということ改めて連合長にお聞きしたいと思えます。

そこから、政府に対し、介護保険制度に国費の投入増を求めることについて、どう考えるか問いたいたと思えます。

介護保険については、医療保険と比べて、いつでも誰でも使えるのではなく、申請をし、いわゆる認定されなければ使えないというハードルがあります。もう一つには、限度額もあります。そういうところを見て、なかなか使いにくい介護保険だということも利用者から言われている点です。抜本的な制度の見直しを政府に求めていくことについて、連合長の考えをお聞きし、最初の質問としたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長、答弁。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、答弁をいたします。真壁議員から御質問を頂戴いたしました。まず、会見地区のデイサービスが閉鎖された理由ですが、運営法人が出された届出書には、廃止の理由としまして、利用者の減少、稼働率の低下による経営の合理化と記載されており、届出の際に、事業者からもそのように伺っております。

廃止の影響ですが、通所介護は、利用者の住所地に縛られるサービスではないため、近隣市町村に所在する事業者で、御本人のニーズに合致したサービスを提供している事業者を利用することが可能となっていますので、移動距離が長くなるという御不便はこれまで以上にはあるだろうとは思いますが、大きな影響はないものと認識しております。

次に、連合内のサービス供給量、サービス提供量を求めるとのことですが、令和6年6月、審査分の通所介護の利用実績についてお答えしたいと思います。

通所介護の利用実績としては、24事業所、件数は276件、給付費は2,392万780円となっており、そのうち管内の事業所は6事業所、件数は224件、給付費は2,006万7,895円、管内の事業所が全体に占める割合としては、件数は81.2%、給付費は83.9%となっています。

サービスの提供基盤の整備の考えを問うとのことですが、南部箕蚊屋広域連合広域計画の中に、介護保険サービス提供基盤の整備については、広域連合の介護保険事業計画に基づき、関係町村と連携して行いますと記載しています。介護保険事業計画を策定する際には、管内の事業者に対し、新たなサービスを整備する意向があるか、アンケートを行うこととしております。そのアンケートで整備の意向を示された場合には、サービス量の増加が見込まれるため、計画に反映させるとともに、構成町村と情報を共有し、利用可能な補助事業があれば、事業者に対して構成町村が補助を行うこととしており、この一連の流れが広域計画に記載されているサービス提供基盤の整備ということでございます。

次に、所得段階別の介護認定者と受給者数、特定入所の利用者負担段階別割合から、広域連合の受給状況をどう見るか問うという御質問でございます。

本日お配りしております参考資料のうち、1、所得段階別の介護認定者と受給者数を見ますと、第1段階から第5段階という、住民税本人非課税の層で認定率が高い傾向が見てとれます。これは、要介護認定を受けることによって、控除額が大きくなり、住民税非課税となる場合があること、特養入所者を含む高齢者単独世帯及び高齢者夫婦世帯がこの層に多くおられることなどが原因と考えられます。また、認定者数のうち、令和6年5月にサービスを受給された実人数の割合を受給率として記載しておりますが、例えば入院中であったり、住宅改修や福祉用具購入のために認定を受けたが、継続的なサービスが必要ない方があったり、それぞれの事情により、このような受給率になっていると考えております。

続いて、2、特定入所者の利用者負担段階別割合から受給状況をどう見るかという御質問ですが、特定入所者介護サービス費、いわゆる負担限度額認定は、世帯全員が住民税非課税の世帯の

方が対象で、所得等の要件と預貯金等の額の要件を勘案して、第1段階から第3段階2までの4つの段階に分類し、食費や居住費の負担限度額を決定するものです。今回、お示ししている表は、令和6年5月の施設サービス利用者のうち、負担限度額認定を受けておられる人数とその割合を記載しているものです。施設累計ごとの入所者数、利用者負担段階別の認定者数は記載のとおりとなっておりますが、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設については、入所により施設に住所を移されることから単独世帯となり、住民税非課税となる場合が多いため、入所者に占める認定者の割合が高くなっていると考えております。

次に、広域連合は、各町村の老人福祉計画をどのように位置づけているのか、各町村の現状も含めての御質問でございます。

南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業計画では、第1章で、計画策定に当たってと題し、計画策定の趣旨や基本目標、基本方針、計画の位置づけ、計画期間や計画の進行管理、日常圏域の設定などについて触れています。介護保険事業計画は、国の基本方針等を踏まえた上で、老人福祉計画と一体のものとして作成され、医療計画、地域福祉計画、障害福祉計画等の保険、医療、福祉の計画、地域防災計画等との調和が保たれているものとするものとされていますが、介護保険については、保険者が本広域連合であることから、介護保険事業計画は、本広域連合が策定しております。策定に当たっては、構成町村と複数回にわたって協議を行い、広域連合で実施する事業を明確にすることで、構成町村において作成される高齢者全般にわたる計画との整合性を図っております。

構成町村の現状ですが、伯耆町は高齢者福祉計画、日吉津村は高齢者健康福祉計画、南部町は地域福祉推進計画と整合性を図っておられると把握しております。

最後に、介護保険制度の見直しを国に求めることについての御質問でございます。

介護保険料利用料の負担をどう考えるのかでございますが、介護保険制度は、高齢者介護という課題を社会全体で支えていく仕組みとして創設され、負担と給付の関係が明確な社会保険方式で運営をされています。そのため、被保険者の方には、所得等の状況に応じて保険料を御負担いただき、サービスを利用される方からは、負担割合に応じた利用料を御負担いただいているわけでございます。制度創設から24年が経過し、社会にとってなくてはならない制度となった一方で、給付費は増加を続けており、それに伴って、第1号被保険者の御負担は今後も増えていくことが見込まれています。介護保険制度は、持続可能なものとするための公費負担の在り方を見直しについては、全国町村会の継続的に要請活動を行っているところですので、今後も、そちらでの要請を続けていくことを考えております。以上、答弁いたします。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 答弁をいただきました。まず、1点目、サービスの提供基盤の整備ですが、会見地区のデイサービスが閉鎖された理由に、連合長は、いわゆる稼働率が低下している、利用者の減だというふうにおっしゃっています。と同時に、このサービスについては、住所地を限定するものではないので、近隣のところへ行ってもらったらいと、移動距離が長くなるけれども、大きな影響はないのではないか、こういうふうに答弁されたわけですが、連合長、会見地区の方々がどういうことを言ってるかということ、旧町でいえば会見町ですよ。今、全国的に見ても、300近い町村で、その事業所、介護保険の制度はつくって保険料は集めているんだけど、その地域での事業所が閉鎖されてしまった。コロナの後利用者増が望めなくて、そういうところが至るところ出てきているわけですね。その理由に、いわゆる、成り立たない、介護報酬が低くて成り立たないっていうのが大きな一つ。もう一つ言われているのが、介護する人が足りないので事業所開くことができないって、こういうふうに報道されているわけですよ。それで、今回も稼働率の低下だっておっしゃるんですけども、どれだけの方が利用していて、どれだけの方が新たに、会見の事業所を使っていたところから、米子に何人、町内に何人利用が決まったということを聞いていらっしゃるでしょうか。もし、連合長が分からなければ、事務局分かりますか。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。まず、いこい荘のデイのことだと思ってお答えをしますが、稼働率の低下という部分でお答えをしますと、平成22年頃の利用者数は60名弱という時代がございました。これが平成27年に50人を切りまして、令和の2年には40人を切るという状況になりまして、直近の状況、やめられる前の頃になりますと、2023年の2月に30人を切っております。その当時の2023年12月の時点で御利用になっていた方が30人おられまして、この方々が令和6年の6月時点でどこのサービスを使っておられるのかということ調べましたところ、南部町内のデイサービスに移られた方が23人、それから、通所リハビリ、南部町内の通所リハビリに移られた方がお一人、米子市の通所介護に行かれた方がお一人、それから、特別養護老人ホームに入所された方がお二人、老人保健施設に入られた方がお一人、亡くなられた方がお一人、それから、もう一人データがない方というのがあるんですが、こちらは、介護サービスを現在利用されておられない方だと思います。以上でございます。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長、確かに、先ほどの事務局から見たら、平成22年から比

べたら半分に減ってきているっていうのがあるんですけども、これっていうのは、広域連合の決算とか見て、人数を見る限り、一定時点でデイサービスの方が半分に減るっていうのは、全体を見たときにそういうふうに減ってないわけですよ、全体を見たときに。この事業所が減るっていうことはあるかもしれませんが、全体的に見て利用者が減ってるということにはならないのではないかと思いますんですけども、それは、例えていえば、会見地区の方々が、利用者そのものが減ってきて認定された人が減ってきているのか、それとも、この60人いた方々がどっか町外に利用されたりしているのかっていうことについては、この減ってくる数についてはどうなんですか。会見地域で見た場合は、これだけの数が減ってきているっていうふうに見るわけですか。その辺はどうなんですか。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。高齢者がサービスを使われているものから、それぞれの御事情により、ずっとサービスを使い続けておられるというものではないと思いますし、入所をされたり、亡くなられたりといったようなことで、随時入替えがありながら進んできているのではないかと思います。

最近の状況でいいますと、通所介護には行きたくない、好まないという方が増えていて、元気になりたいという希望で、通所リハビリのほうを希望される方が増えてきているようだということはお聞きをしております。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） あのね、例えば、こういうことがありました。うちの近所で、最近病院から退院してきて、ケアマネジャーさんに組んでもらって、週5日間どうするかっていうので、在宅で2日間、デイサービス2、入浴週2回、この入浴で週2回が町内でできなくて、米子まで行かないといけなくなった。そのときに、近所の方が、なぜ福祉が充実しているという町で入浴するといったら米子まで行かんといけないのかと、まだ近くだったらいいですよ、向この天津とかニュータウンだったらいいけど、これ、法勝寺から行くわけですよ。これは足りないのではないかとこのように指摘されたんですね。

これ、連合長どう思いますか。確かに私は、そのときに会見でサービスがなくなるということは、町内で一つなくなって旧会見町の場所になくなってしまいうような、住民から見たら不安だと。住民から見たら、会見の方は、南部町でいえば西伯が2か所あるから、もしなくすとしても、西伯から1つなくすんかなと、会見に置いといてくれるんじゃないかと思ったって言うんですね。それを見たときに、私は、このサービス提供基盤の整備というのが、町だけじゃなくて、介護保

険を運営している広域連合にあるとするのであれば、この閉鎖する時点で、その事業者との相談等によって、その地域で事業所が運営できていけるような対策と、いわゆる広域連合や自治体での支援策っていうのを考えることができなかつたのかというのを思うわけですよ。

と同時に、それがどうなのかという点と、私は、稼働率の低下だけではなくて、一番大きな原因は、新聞でもよく書かれている、もう人員が足りなくなつて介護保険事業そのものが人を集めなければ事業者の申請ができていかない、そういうところがあるのではないかと思つてるんですよ。それぐらい人が足りないのではないかとなくなつたときに、ここも目を塞ぐことできんわけですよ。だって、人口が減っていく中で、保険料を集めていく介護保険事業がどうしたらサービスに応じていくことができるかというのを考えていかないといけないから、直ちに稼働率が低下してらんで閉鎖するっていうことになったら、地域のことも考えずにやっていくというのは、これは、事業者である保険者や市町村の取ることではないのではないかと思うんですね。

そういう点でいえば、私は、この一つのサービスの事業所の閉鎖ですけれども、ここらから見えてくる問題点っていうのがあるのではないかと思うんですよ。1つは、人がいなかったのではないかという問題と、やはり地域に、だって、目標が地域に根差した取組をやっていくって言つてらるんですからね、地域共生社会で。ここを外したら、本来の目的達成できないのではないかと思うんですが、連合長、どんなふうにお考えですか。残す方法としていろいろ考えられなかつたわけですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。具体的な南部町の話で恐縮ですけども、私も地域の皆さんとお話する会の中で、御質問として承つたのが、最初のこの話でした。そこで皆さんがおっしゃるのは、元気なお方ですんで、自分が通っているわけでもないけれども、自分たちが高齢になつたときにはそこに行くつもりでいたのが、なくなるのは寂しいと。寂しいという、その訴えだつたわけです。こういうお話を3人の方からされました。寂しいという、その気持ちはよく分かります。しかし、言ってみれば、南部町の中心的から半径5キロのコンパスでぐるっと回すと入るんですわ、みんながその中に入る。ですから、そんなにとんでもない位置に皆さんのサービスの場所を移すといったものではないわけで、先ほど真壁議員もおっしゃつたように、サービスを提供する側の人間というのが、いわゆる、介護福祉士が非常に供給困難だということが原因だと、事業者のほうは言つております。サービスの受ける人も少なくなる中で、何とか1か所に集めてサービスを提供していくためには、やり方を変えなければならないといった訴えでございました。

数が多ければ多いだけいいことはいいとは思いますがけれども、そういう訴えもあれば、これは、サービスを継続するためにはやむを得ないという判断の中から、この事業を1か所にするというに進められたものと認識しております。この辺りのところは、御理解いただくしかないだろうなと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） サービス提供基盤の整備を問うているのは、私は、今、会見地区のデイサービスのことを一つの例に出しているんですけども、今の状況を見とったら、決してこれだけでは済まないという問題が出てくるわけですよ、そう思いませんか。例えば、どういふことが起こったか、大木屋で、大木屋におられた方が希望としてキーパーソンなんかが自分の家でしたいし、本人も嫌だと言ってるんですけども、事業所に言ったら、とてもじゃないけどもここまでデイサービスは来れない、大木屋まで。施設に入ってもらえないよって言うわけですよ。これって、連合長が言う5キロ圏内以上のところですよ。そういうところが、この広域連合内では、日吉津村をのけて伯耆町にも南部町にも存在するわけですよ。そこが、ただ人が少なくなったので、利用するもんが少なくなったので閉じていくんだって済む問題かっていうことですよ。今の問題は、そういうふうになっているから住民が納得できないのであって、寂しいからという感情的な問題ではなくって、やすやすとそういうふうに事業所を閉鎖していくことを認めていいのですかということ言ってるんじゃないかと私は思ってるんですよ。

例えば、日南町なんかでは、ホームヘルプサービスをしようと思ったら遠いですよ、距離がある。これについては、町では、一定何らかの補助をしていくということも考えているわけですよ。少なくとも、広域連合の中でも今後こういうデイサービスやホームヘルプサービスを続けていくためには、人手不足を解消していく、それと、介護報酬が少ないということを国に言っていないといけないんですけども、それを埋めていくような取組が広域連合でできなければ、相談して市町村、町村の課題になっていくのではないかと、そういう捉え方をしなければ、これ、いよいよいけんかったら、溝口のほうの分も閉鎖してしまうのかしらんっていうことになってきますよね。それは、町村の考え方だということになるかもしれませんが。そういうところで、この会見のデイサービスの閉鎖が起こっているわけなんですよ。そういうふうに捉えるべきではありませんか。

安心の提供というのであれば、こういう事態があったけれど、今後どんなふうに考えていこうとしてるっていう発信しなければ、それは理解してもらいたいとか言って、町の努力が見えない中で言われても住民は納得できないんですよ。そういうことも、保険者である広域連合が考えて

いかなければいけないというのが、法に基づいたサービス基盤の提供をしていくということではないんですか、連合長。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。まさに今、訪問介護というものは、報酬が下がって、町内の事業所も非常にあえいでおられます。これは、各構成町村の中でも課題になっていることだろうと思っています。その中で補助を提供してでもそのサービスを提供するかどうかといったことについては、これは各町村の中でお考えいただくことだろうと思っています。

また、もう一方では、大木屋の極端な話もありましたけれども、一つ一つの御事情だとかお考えもあると思いますので、できるだけ御希望には沿うようなサービス提供も必要ですけれども、一定のサービス提供事業者の、やはり生き残りをかけた運営方法ということもやはり認識せないけんなど、このように思っています。一人一人が自分らしく暮らしを守っていくということに全力で各町村は取り組まなくてはなりませんけれども、全てが全部提供できるサービスがあるのかというと、これは非常に難しいところもあると思いますので、うまくその辺を調整しながら、住民の皆さんの御希望にできるだけ沿えるような方法を模索していくといったことを、各町村、構成町村で考えていただくと、こういうことに尽きると思います。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 今のはちょっと抽象的でよく分からないんですけど、具体的には、サービス提供基盤の整備というのは、保険者である広域連合にもその責務を担っていると、こういうふうに理解していいわけですね。だからこそ、広域連合が、保険者としてのリーダーシップを取りながら、3町村の中でその対策を考えていきたいというふうに捉えていいのですかという問題、町村に投げ出すわけではないですねということですね。それ、どうですか。いつもするときには、広域連合に言ったら町村だって、町村に言ったら広域連合だって、困るので、少なくとも、法の成り立ちとしては、保険者が一義的な責任を持つということを書いてありますが、それでいいのですかということの確認と、おっしゃるように、第一義的には国に責任があると思っています。介護報酬の引下げなんかとんでもない。ここで、いわゆるホームヘルプサービスとかできなくなってきてますからね。とすれば、広域連合や町村が、こぞって国に抗議して元に戻せっていうことと同時に、そのできない分、なかなか予算も大変ですけども、ここをやっていくって言う以上は、やはり、何らかの、各町村が一般財源などを投じながらも、このサービス提供基盤を維持していくということを3町村で話し合っていたいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。広域連合としてやるのは、そのサービス提供量だとかを把握しながら、各町村の実態を調査することですけれども、今の訪問介護の問題というのは、ホームヘルプのサービスについては、これは社会問題だと思っています。各町村がそのサービスをやはり残すべきだということであれば、これは、その各町村の中で判断される必要があろうと思っています。

ちなみに、南部町の場合だと、その実態のサービスを提供する、ホームヘルプする方の年齢が、もう70代の方が中心になっているわけです。若い人にそのサービスをすると、それでは私はやめると。いわゆる、若い人であれば、2人で行ってお年寄り1人をお世話するような環境でなければ、御自宅の中にまで上がってサービスはしないとといったような、その社会の変容もあろうと思っています。そういう実態も十分に勘案しながらそのサービスを維持する必要があるということであれば、やはり、各町村がそれに対する補助というものを考えなければいけないだろうなと思っています。もちろん、国に対しては、このホームヘルプ事業というものの重要性は問いながら、在宅福祉を望むのであれば、もう少し単価面で、潤沢な単価面を設定しなければ続かないといったことは言っていかなければなりませんけれども、現実的に、この構成町村の中でも補助制度を上げているところもあるという具合に聞いてますので、各町村でまずは取り組んでいただきたいと、こう思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） いつもそこで、まずは町村で取り組んでいただきたいという、広域連合できたら、もう町村の責任になっちゃうんですけども、ホームヘルプサービスも、要支援1を除いたら、総合事業でやっているし、要介護になったら、全部保険の仕事やないですか。保険者は保険料を取っておいて、町村で考えてくれって言って、物進みませんよ。だから、広域連合の弊害って、私はそこにあると思ってるんですよ。どちらがリーダーシップを取るのか、どっちも、広域連合長も町長も兼ねてるんですからね、その辺は人ごとみたいに言わないで、やはり、何らかの形、一般財源を投じての視野じゃないと、介護保険ではやりにくいんですよ、負担増になってきますから。そこを、ホームヘルプサービスが必要なのかどうか、町村で判断しろっていったら、地域共生社会が成り立ちますか、中山間で。そういう腹くくってほしいですわ。それをしないといけない、だったら、そこにお金を投じるにはどうしたらいいか、事業者と話して、事業者はこれぐらいの支援があったらできるんだっていうところも詰めていきながらやっていると、事業者を潰しても困るわけですが。そういうところを、国に、単価の引上げと同時に、

町村と広域連合が、広域連合、私は広域連合だから事業言ってるんですけども、そこがそういう方針を出しながら町村とどうするかっていうのを図っていかなければ、介護保険制度自体が成り立たないんじゃないかと、これ指摘しておきます。

それと、今回の委員会の中でも出てきて、去年もそうなんで、前回はそうなんですけども、いわゆる循環型ってありますね、24時間の。これは、今回8人が利用しているって言ってましたっけ、6人でしたっけ。その利用をしている方がいらっしゃるんですけども、町内で、広域連合内では提供する施設がないわけなんで、提供する事業者がないわけですよ。それは、都市部じゃないと難しいって言うんですけども、これも、そうしたら中山間地を抱えたところで地域共生社会をどうつくっていくか。一番最初に介護保険事業を進められた方々がおっしゃったのは、域内の雇用も実現できるって、こう言ってきたわけですよ。だったら、そういうことができるような単価設定と、やはり町村に対する、いわゆる増ですよ、そういうところを国に求めていきながら、制度として成り立つことを言っていたかないと、地域共生社会と幾ら住民に言っても住民は動きませんよ。そういうことをしっかりと話していきながら、決して町村にと逃げるだけではなくって、広域連合を、介護保険を運営する事業者としてどうするのかということをもっと聞きたいと思いますから、その辺を考えていただきたいと思います。

次の、低所得者の負担軽減をどう図るかです。これは、今日配っていただきました参考資料の所得段階別、特定入所者介護サービス費利用って書いてある中の1番の所得段階別の要介護認定者と受給者数、これは、大学の先生なんかも以前から指摘しているように、所得と認定率についてはやっぱり関連があると言っているわけですよ。この域内で見ても、広域連合内でも、例えば、第1段階でいえば、認定率が45.5%です。先ほどおっしゃったように、介護保険を受けたら、税の恩恵もあるっていうようなことを言いますが、実数として、いわゆる4割、45%の方が認定されるということは、何らかの形で介護が必要な方々が出てきているということが、やはり低所得者に多いっていうことが見えてきているわけですよ。国もこのことが分かっている、介護保険料を、例えば低所得者についてはちょっと補助をしたり、補足給付とかあるんですけども、この一番大変なのが、こういうところ、中山間地域や低所得者を抱えたところの広域連合の運営って非常に厳しくなってくると思うんです。ただ、持っている以上は、私は介護保険だけで済まないと思うからこれを先上げてきてるんですけども、この生活保護や、第1段階、第2段階での認定率が高いこと、それで、この方々がどのようなサービスを受けているのかっていうことを、やっぱり調べてみる必要があるのではないかというふうに思うんです。受給率が89%、87%、あとの十何%の方は病院に行っているから大丈夫なのか、それとも、お金がなくて受け

れないという、利用料が払えないという現状があるのではないかとということ調べる必要があるとは思いませんか、連合長。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。私も、これを見るたびに、確かにおっしゃるとおり低所得者層に多い。このことがどういうことを表しているのかっていったことは、単純に収入が少ない人が介護の必要性があると本当に見ていいのかどうかっていったことを、常に頭の中で堂々巡りを繰り返します。いわゆる、所得の低い皆さんの、なぜそうなったのかといったことも含めながら、いろいろな社会的な背景といったものがきつとあるんだろうと思っています。持っておられる社会的な背景、または、個人的な医療上の問題や身体上の問題、そういったものが複合的にここにかみ合った結果であって、これに対して一義的にこれをすばっとうち切って、これだからこうだというふうに判断するだけの力は、私にはございません。人数的に多いということだけは認識しております。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 多くの住民は、役場に職員がおって、公務員がおるということは、そういう課題、数字が出てきた、その数字をどう分析して住民の暮らしをよくしていくかっていうことをしっかり考えてもらうために、私は公務員がいるんじゃないかと思っているんですよ。公務員の方々が専門家とかに力を借りて、この数字をどう分析して、広域連合ではどういうことを強化していけばいいのかっていうことが出るんじゃないかと思うんですよ。

例えば、連合長、地域共生社会について、総合支援事業で介護なくってもお互い支えながら住めるようになっていって、南部町では百歳体操をしてますよね。最初の6か月間はお金払わなくて済む。ただし、使う器具は全部自己負担ですよ。それから、時期が過ぎたら、スポnetがいつも来ますよって、1人300円払わないといけないんですよ。お金かかってるじゃないですか。健康のために気をつけましょうといっても、そっち制度でそんな見るわけないから、スポnetに通おうと思ったら、スポnetにお金かかるじゃないですか。だから、えてして健康に気をつけて、食事に気をつけて、食べる物に気をつけて、時間とお金のゆとりのある方がそういうことができるって、これ、もう社会の常識ではありませんか。それを考えたときに、70過ぎても75過ぎても、年金が低くって、働かなくてはならないっていうのが私たちの周りにいっぱいある現状なんですよ。その方々が働きに働いて働いて体をしんどくして、低所得者の中で、例えば、百歳体操にも行けずに介護が必要になってくるという状況も、もう、連合長も含めて、職員も想像できるじゃないですか。そのときに何するかというと、だとすれば、低所得者の方々も介護に

気をつけてもらえるように、お金がかからないでそこを底上げするようなことを考えていくとか、そういうことをするんだったらいいんですけども、全部市場原理に乗っているから、spone t使うにもお金が要るんですよ。そういう現状を何とかしていくということを考えろと言っているのが、この数字じゃないかと私は思うんですけども、どうですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。所得の低い方が今おっしゃったような状況で暮らしておられるということは、私も認識しております。その中で、どのようなサービスを行政が、各構成町村が支援しながらその方たちをお支えするのかと、これは、各市町村がサービスとして考えていくことだろうと思っています。今、南部町の事例をおっしゃいましたけれども、そういう300円という価格がなかなかできないということであれば、その実態を十分把握しながら、その状況をよい方向に導くように、南部町としては頑張っていかなきゃいけないと思っていますし、各構成町村それぞれにそういう課題があるだろうと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 広域連合の中で、委員会でも審査してきましたが、総合支援事業とか社会福祉事業っていうのがあって、予算がついているわけなんですよ。その予算っていうのは、全体の三十何億からみたらごく微々たるものですよ。もう、ほとんどが介護保険事業に使っていて、一番大事と言われて、基本方針に掲げている地域共生社会をつくっていくという土台になる総合事業とか福祉事業って、本当お粗末な金額なんですよ。そのお粗末な金額なんですけれども、そのことの中で、言ってみたら、連合長は17.9倍って、認定率が低いのは取り組んできたからだって言うわけでしょう。とてもとても、数字と中身見とって、そんなの私思えないんですよ。例えば、これも自分とこの町のことを出してあれですけども、南部町に出てきている福祉事業でいえば、170万お金出てきてるんですね。それで事業をやってるやないかって言いますけど、そのうち140万っていうのは、西町の郷の運営事業に使ってるんですよ。そういう中で、認定率が低くなって、みんな健康であるから認定率が低くなるのっていうのは、申し訳ないですけども、南部町だけではなく、伯耆町見ても、日吉津村見ても、そういうことが言えるエビデンスっていうのはないと私は思うんですね。

そういうことを考えたときに、本当に地域共生社会で住民に協力してもらって、ボランティアや助け合いでしていくというのであれば、根本である町村の事業と広域連合、公費のかかっているところが、しっかりと住民の福祉や介護に責任を持ちますよという、こういう発信をしなければ、誰もボランティアなんかしてくれないと私は思っているんですよ。そういう意味では、広域

連合と町村の責任を果たしながら、低所得者対策としてこれだけ低所得者に介護認定率が高く上がってるっていうところ、専門家にでも分析等をしてもらいながら、公的な施策としてどういうことをやっていくことがいいのかっていうことを、広域連合と町村と話し合っただけで取り組んでいただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。各構成町村の中で、私は、この中でセーフティーネットとしてどのようなことをやっていくのかっていったことは、先ほど申し上げましたように、各構成町村が考えていくことだろうと思っています。もし、こういう問題がどっかのコンサルタントやどっかの研究機関に頼めば分かっておっしゃいましたけども、まずは、きちんとセーフティーネットが働いているかどうか、今、真壁議員は、300円が払えなくてそこにも行けない人たちがいるんだと、そういう人たちをどうお支えるのかというのは、基礎自治体じゃないとなかなか分からないことだろうと思っています。そういうところにしっかりと目をやりながら、きちんと福祉のセーフティーネットが働いているかどうか、そういう課題に対して向き合う、各構成町村としてする必要があるだろうと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） ぜひとも、取り組んでいただきたい。特に、いわゆる格差の拡大って言われて久しいですよ。それが、都会だけではなく町村にも起こってきている問題だというふうには私は認識しています。それぐらい、年金をもらって、以前のように年金でどっか外国旅行に行こうかっていうようなことで、年金もらってもなかなかそれだけで生活できなくて働いている方がほとんどです。そういうことを考えたときに、この格差是正の中で、低所得者対策どう取っていくのかっていうのは、やっぱり第一義的な、公的な仕事になってくると思いますので、保険制度だと言いながら、広域連合の中では位置づけて介護保険料をもらっているんですからね、その方々からも。その対策は取っていただきたいというふうに思います。

次に、質問は、老人福祉法と介護保険法についての認識を問うってということなんですけれども、以前から思っていますのは、介護保険の広域連合の中で、なかなか町村が行う老人福祉に全ての責任を持つということを幾ら向けても、なかなか無理だになっていうのも、もう性格上出てきますよね。例えば、今回、介護保険の利用者の中で、1人だけ介護保険料が払えなくて、いろいろ話合いの結果、3割負担でサービスを受けているっていう方も出てきました。数名の方が、介護保険の、いわゆるサービス停止になりますよっていう方も出てきているわけですね。これはなぜかということ、保険を払わないと使えないからです。これが、介護保険で決めた保険制度の中での

提供ですよ。

ところが、老人福祉法には、いわゆる、町村の責任で措置制度というのが残されているわけですよ。それを介護保険制度と老人福祉法の措置制度がやっぱりなければ、セーフティーネットと言いますが、セーフティーネットの考え方というのは、言ってみれば、いわゆる老人福祉法ですよ、だと思ふんですけども、その辺の位置づけというのは、広域連合の中でも、町村と話し合っていてしっかりとしているのでしょうか。中には、老人福祉法に基づいて、老人福祉計画を立てることが法律に定められていますけれども、例えば、先ほど言った日吉津でしたっけ、日吉津、伯耆町については、老人福祉法の中で位置づけられて、高齢者福祉法とかありますが、南部町で言えば、地域福祉計画の中に入っているって、こうおっしゃるわけですよ。これでは、いわゆる保険としての、広域連合として、介護保険としての中でのサービス提供はできますが、介護保険をなかなか恩恵にあずかれない方々ですよ、そういう方々についてはどうするのかってところでの社会福祉法での位置づけの措置制度というのが位置づけられてこないといけないと思ふんですが、それは広域連合でどう見えますか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。どう見ておられますかって言われましたけれども、3構成自治体のうち、それが該当するのは南部町だけですんで、南部町の事案として、地域福祉推進計画では不十分だという御指摘だろうと思っています。もし、そういうことであれば、これは南部町長としての考えですけども、南部町長としても補完するような仕掛けを考えなければならぬだろうと、不十分な点は是正する必要があるだろうと、こう思っているところです。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 不十分な点というか、広域連合で介護保険を運営している中で、どうしても介護保険だけでは見られないところっていうのが出てくるわけですよ、そうじゃないんですか。介護保険は、そもそも互助制度だって、こう言ってますよね。その中に、国がどうして措置制度を残してきているのかっていうところの、これが広域連合といえ、3町村の自治体の人たちがつくっているんですから、その位置づけっていうのは、やはり、首長として持っておかなければいけないということでは一致しているっていうことでいいわけですね、3人座ってらっしゃいますけれども、そういうことですよ。連合長も、必要であればでなくって、本来きちっとつくらなければ責任が果たせないっていうのではないですが、笑い事じゃないと思ふんですが、いかがですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。真壁議員が今おっしゃっているのは、私も先ほど、南部町としてはと言いましたように、ここの広域連合の議会の中では広域連合のサービスのことでございますので、これは、それはそれでサービスの提供と、そのサービスの内容については御理解をいただいていると思っています。そこから外れた各構成町村の中で、老人福祉をどう考えていくのかといったセーフティーネットの問題でございますので、これは各町村が対応しなければならない事案だろうと思っています。南部町としても、そのことを真摯に受け止めるのが必要であれば対応していかなくちゃいけないと、これは当然のことだろうと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 広域連合で聞くのは筋違いではないかと言っているように聞こえるんですけども、私が聞いているのは重々承知しておって、また聞きますけん、一般質問でも。広域連合で介護保険を運営する責任者として、各町村での介護保険の法と老人福祉法の位置づけが、やっぱり、きちんとなされてるっていうことの認識と、その姿勢がなければ、高齢者の福祉に、介護保険事業も責任を持たれないじゃないかというべき、立つべきではないかというふうに言っているわけですよ。安易に町村の問題だということである問題じゃないのではないかということ指摘して、その後は、町村、町の議会でやって、引き続き問うていきたいと思っております。

次、4点目。介護保険制度の見直しを国に求める。介護保険料・利用料の負担をどう考えているか。これも、今日の本会議の当初でも聞いたんですけども、やはり、年に2回の介護保険の場で一般質問に立つときには、圧倒的多数の8割の方々が介護保険料を利用なさっていない方々ですから、その方々も対象という意味でいえば、いわゆる被保険者で、保険料を払っている方々なんですね。だから、この声も反映しなければ、介護保険の議会にならないと思って言っています。

例えば、いきいきサロンや百歳体操でどのような話が出てくるか。特に、親御さんを亡くされた方々の発言でこういう例が多いんですね。うちのおばあちゃんは、ずっと介護保険を払い続けてきたと。おかげで1回も使わないで逝ってしまったけれども、せめて、あんなに介護保険料払ってんねんから、亡くなったときに何か一つの線香代でも出んもんだろうかとおっしゃるんですね。決して、線香代を惜しくて言っているわけじゃないんです。言わんとしていることは、一生懸命介護保険払ったけど、おかげさまで使わなくて済んだけれども、いっぱい払ってきたことに対して何らか一言あってもいいんじゃないかって、こうおっしゃってるわけですね。私は、なるほどと思ったんですよ。この線香代どうのこうのと言うよりはね、一体、彼や彼女の言っている

ことは何なのかっていうことですよね。これは、1人や2人じゃないんですよ。選挙のときでも電話でかかってくるんです。介護保険って知らなかったけれども、うちの親亡くなってみたらすごい払っておったと。これって払いっ放しで何もなかったのって、こう言うわけですね。自分の保険制度もよく知らない。なぜかという、徴収されてしまっているから。

そういうときに、私は特に、もう介護保険の中で、そうしたら、被保険者に何か配って余計お金かかるから、保険料が上がりますよっていうことが、こう返ってくると思うんですけども、そういう意味でいえば、この介護保険での課題をどう解決していこうかという点でいえば、特に中山間地域を抱え、事業所の運営もしんどいというようなところの保険者ほど声を出さないといけないんじゃないかと思っているんですよ。例えば、介護保険料を払うのであれば、認定制度をなくせとかね。なくしたらいいと思うんですよ。利用したい人たちが申請していきながらやっていく。それと、抜本的に人件費を引き上げろ、でないともたないよとか、こういうことを言っていくべきではないかと思うんですね。介護保険料、利用料の負担、住民にしてみたらすごく大変です。そういうところを、どのようにして介護保険料を抑えながら利用料を抑えることができるのかってというようなことを、連合長はどんなふうにお考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。介護保険を持続的なものにするための問題は、もう山積していると思っています。先ほどの御質問にあったように、誰が介護するのか、社会的な介護ということで進められたこの介護保険ですけども、現実には、じゃあ日本の中で、この福祉サービスの受け手になってやろうとする若手はどんどん減ってきているというふうにも聞いていますし、行政団体も減っている。今、外国人労働者を使っていこうということを言いながら、介護保険事業者の中には、海外に進出していこうと。日本人を置いておいて、海外でサービスを提供しようというような、そういう機運も生まれているという具合に聞いています。

一つの自治体や、それから、このような広域連合の中だけで解決する問題ではないと思っています。社会的な大きな課題になろうと思っていますので、必要な事例につきましては、先ほども壇上で申し上げましたように、各首長が全国組織の中で物を言い、改善を図るということしかないだろうと思っていますので、心してこれかかろうと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長も何とかしないとイケないと思うんですが、政府に対して、国費の投入増を求めていくということは、もちろんなさっていくということ。

それから、抜本的な制度の見直しも、各首長さんたちと相談しながらこの声を上げていただき

たい。保険料、利用料の負担について言えば、端的に言えば、よその町を出して、よその町からお叱りを受けたらいけないんですけども、例えば、日南町を見たら、認定率22.何%ですよ。保険料はうちより安い。恐らく、何らかの形で一般財源の投与等をなさっているんじゃないかと思うんですけども、やはり、そういう、本来は国自身がもっと出さないといけないことってというのは、これは共通の認識だと思うんですけども、防波堤とならないといけない地方自治体とすれば、広域連合とすれば、この保険料等についても、各町村と相談しながら、次回、次回どうなるか分からないんですけども、その負担軽減の方法を今から考えていっておかなければ、どうしても、今六千幾らでしょう、下がっているんですけども、予定から見たら10期ですか、11期、8,000円ぐらいになりますよね、厚生労働省言っているじゃないですか。とてももたない、それでは。そういうことを考えていただきたいが、一つどうか。

それと、もう一つは、やはり、介護保険制度の見直しを国に求めるんだけど、この町、中山間地でやろうと思えば、どうしてもやっている事業者への補助が必要になってくるんじゃないか。それも考えてないといけないことじゃないでしょうか。例えば、ホームヘルプサービス、介護、訪問介護、24時間にしても、どうしたって事業所ができないのは、単価が低いし人もいないっていうことは、単価が低いという点でいえば、町村が、やっぱり何らかの形で補助制度をつくっていく。ここがなくなったら困りますからね。そういうことを考えていくということ。人がいないという点でいえば、連合長は、介護の仕事をするという人が少ないと言うんですけども、近所におられた方、非常にやんちゃな方が、自分はこの仕事が合っているとされたことがありました。もう抜本的に報酬を引き上げて、人が人を介護することのすばらしさを感じ取れるような発信と報酬の引上げに努めていただきたいということを申しまして、答弁ももらいたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（勝部 俊徳君） 簡単に答弁してください。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。先ほどからの答弁も当たってきましたけれども、一番、やはり厳しいのは、30年間デフレ構造が続いた、その中で介護保険が生まれ進んできました。今、インフレの兆候が見られる中で、これからの日本の中で、介護保険が始まって、初めてインフレが襲ってくると思います。この中で、やはり年金生活をしている皆さん、特に高齢者の皆さんの生活実態、本当に厳しくなると思っています。そういうことと併せながら、必要なサービスは何なのか、どうするべきなのかといったことを、構成町村と十分に相談しながら、さらには、やはり、働いている皆さんの給与がきちんと上がるということや、年金に反映するということ

と、そういうことをしながらここまで続けてきた介護保険をさらに次世代に続くためには、国の一定の関与という、さらなる関与というものが必要だろうと思いますので、その辺りについては同じ気持ちでありますので、これからも国に対して申し述べていきたいと思っています。以上です。

○議員（8番 真壁 容子君） 終わります。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、以上で、8番、真壁容子議員の一般質問は終わります。

これをもって、通告のありました一般質問は終結いたします。

日程第9 議案第13号

○議長（勝部 俊徳君） それでは、次に、日程第9、議案第13号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてを議題といたします。

これにつきましては、付託しております総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 総務民生常任委員長、乾でございます。

付託されました議案第13号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で認定とすべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の討論を求めます。

8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 令和5年度の一般会計歳入歳出決算について、反対をいたします。

理由は、毎回、この一般会計の決算で言っていることは、広域連合の是非についてです。今回、令和5年度の決算規模は、3町村で約5億6,000万円の一般会計の決算の金額が出ています。この中には、例えば、特別会計への繰り出しが一番大きく、事務費等が上がっていて、それぞれの3町村から職員が出てきて運営してくださっているんですけども、第5期あたりから、地域包括ケアの推進が出てきてから、やはり、介護保険の中でも介護保険の事業ですね、保険屋としての事業以外に、この保険をいかに費用を少なくするのかということで、地域へのまちづくりや地域での福祉施策っていうところが大々的に出てくるようになりました。5、6、7、8、9と、5回のいわゆる保険料の改定の事業計画のときにも、それがますます色濃くなっていくわけですよ。その時点で3町村で広域連合を組んで、パイが大きいといって数字を一つにしているけれ

ども、果たして、それで地域のいわゆる共生社会とか地域づくり、包括ケアについて円滑にいくのかという点でいえば、私は、介護保険事業も、やっぱり町村の中であとの福祉や医療と一緒に考えていくことのほうがまちづくりとしては貢献していけるのではないかというふうに思っているわけです。

それで、パイが大きいからいいという点については、これは、全国町村を見ても、そういうことを一概には言えないのではないかというふうに思っています。とりわけ、こういうふうにはかに1日使って、1日じゃ足りないと思うんですけど、使って、3町村長が集まってこういうふうには広域議会を開いていく問題やら派遣費の問題等を考えたら、私はもう、これからの地域共生社会を見据えるという点でいえば、広域連合の解散もあり得るのではないかというふうに考えているわけです。そういう点から見たら、決して既成事実だけではなくて、よりよい方向でこの介護保険を進めていくにはどうしたらいいかということを考える時期に来ているのではないかというふうに考えています。

そういう立場から、広域連合の一般会計には、反対いたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、次に、原案を認定することについて賛成の議員の討論を求めます。

9番、細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。この議案第13号につきましては、賛成の立場から討論させていただきます。

介護保険始まって24年、8期がやっと終わった最終年度の今回の決算認定でございます。今言われましたように、介護保険、広域連合、やっぱり一番最初は財源の問題でございました。この分母をしっかりとった上でいろんなサービスをするためのこの一般会計です。いろいろありましたが、地域包括ケア、共生社会ですが、総合事業とか福祉事業とか、そんなのを市町村が行うべきだと言われましたが、これは介護保険制度を活用しながらこれができる大きな大本の介護保険でございますので、これは、今も順々と各市町村もこの制度を活用しながら地域福祉に従事するよう邁進しておりますので、この一般会計13号は、賛成いたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、次に、原案を認定することについて反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 続いて、原案について認定することについて賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第13号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、採決をいたします。

議案第13号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第10 議案第14号

○議長（勝部 俊徳君） 次に、日程第10、議案第14号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第14号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で認定とすべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略とし、これから討論を行います。

まず、原案を認定することについて反対の方の挙手を求めます。

8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 令和5年度の介護保険の特別会計に反対します。

反対することの一番は、いわゆる、私たちは今格差が広がっている中で、地方自治体や公のところがする仕事の一番は、公共料金を引き下げて住民の暮らしを応援することだというふうに出ています。アンケートを取っても、一番多かったのが、介護保険料の引下げっていうのが出てきました。第一番の反対の理由は、介護保険料を引き下げることが一番です。

次は、介護保険料というのは、65歳以上の全ての方々から取っているけれども、利用するというのは、今回の認定率で言えば17.9%、18%、これら全ての方々を利用しているわけではありません。私たちは、本来であれば、予防を気をつけながらも、受たい人には全て利用したい介護が行き渡っていくということを目指さないといけないと思うんですが、この17.9%が、本当に今の広域連合の中での認定率が住民の介護が受たいという実態に合っているのかどうかというところの検証が必要ではないかというふうに考えています。

それと、もう一つは、どうしても介護保険事業が、保険屋さんといいながらも、掲げていることが地域包括ケア、地域共生社会の実現という、地域に根差したまちづくりと、その中での支え合いというふうに言っています。介護保険の費用の中でも約6,000万近くですか、を出しているんですけども、これが、本当に認定率を下げて地域共生社会に貢献しているのかどうかという点も、私は甚だ疑問だというふうに考えています。

そもそも、介護保険の広域連合の中で、この保険事業の数字だけでは語れず、住民の介護や高齢者の暮らしの向上に向けてどうするかということが本来話されていかなければならないというふうに考えるわけです。そういう点から考えたら、こっから来ている数字や認定率の問題から、本当に介護保険の中で、この中で認定率が下がったのが、みんなが健康でいいことなのかどうかという点を、まず早急に、この17.9%の把握を求めていかなければいけないというふうに考えています。実態に合った介護の提供ができているかどうかという点も含めて、再度検討しなければいけないという立場です。

以上の立場から、反対をいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、続きまして、原案を認定することについて賛成の議員の挙手を求めます。

9番、細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。議案第14号、特別会計、決算認定でございますが、第8期の最終年度の今回の議案ですし、決算でございます。本来ならば、1年目黒字、2年目とんとん、3年目赤字でフラットになるというのが、一番最初の設計でございましたが、今回は、歳入総額が34億1,000万、歳出総額が32億900万、2億のお金がここで黒字になりました。いろんなことがあって、コロナ等からいろんなことがありまして利用控えがあったかどうかは分かりませんが、そういうことで2億円の金がここで浮いた、浮いたというか黒字になったと。これは、次回の保険料改定とか次回の予算でどれだけこれらが貢献できるかということは、広域連合の中の皆さん方が頑張ってこられたのではないかなと私は思っております。

この制度については、もう24年もたちました。それぞれ、一人歩きもできそうですが、今、真壁議員が言われましたように、この制度を活用しながら、地域共生社会、地域包括ケアを進める上でも、市町村が総合事業、福祉を推し進めるためにも、この介護保険制度を活用しながらこれをやっていくと。認定率が低いと、他町と比べて低いって言われましたけども、これも国保料とか、いろいろの関連もございます。南部広域では、認定率が低いのは、認定を止めているわけではございません。手を挙げられた方は、全部、ケアマネと地域包括センターがこれに対し

て対応もしておりますし、その点は問題ないと思っております。そこには、各市町村のいろんな保健事業、福祉事業、いろんなのが相まって、例えば百歳体操、いきいきサロン、各市町村いろんな事業をやっておられます。これらのことが本当に高齢者が元気で今生活しておられている半面が私はあるんじゃないかなと思っております。

また、あとは、高齢者人口がだんだんと減るという大きな問題もございますけども、これについても、それ相応の、だから、要介護4、5がちょっと高いというのは、そういうところもあると思います。本当に、低所得者対策にも、それぞれの特定だったかな、あんなんできちっとなっておりますし、今回とは、国保税とか、いろんなのに関連して低所得者対策の軽減もされておられますので、何だかんだいってやっぱり保険制度でございますので、この制度を活用しながら地域福祉を推進する大きな介護保険制度でございます。南部箕蚊屋広域連合が、今後も、これに沿った地域福祉の推進をされることをお願いを申し上げまして、最後の賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、次に、原案を認定することに反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 続いて、原案を認定することについて賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第14号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、採決いたします。

議案第14号は、委員長長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第11 議案第15号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第11、議案第15号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、総務民生常任委員会に付託をしておりますので、委員長長の報告を求めます。

乾委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第15号、令和6年度南部箕蚊屋広

域連合一般会計補正予算（第1号）は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可決とすべきものと決しました。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 原案のとおりだな。

本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第15号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）について、これを採決いたします。

議案第15号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第12、議案第16号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件は、総務民生常任委員会に付託しておりますので、総務民生常任委員長の報告を求めます。乾委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第16号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可決とすべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） 原案のとおりだな。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 原案のとおり、すみません。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第16号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第16号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 発議案第1号

○議長（勝部 俊徳君） 次に、日程第13、発議案第1号、議会における地方行政調査についてを議題といたします。

提出者であります山路有議員から御説明をお願いいたします。

5番、山路有議員。

○議員（5番 山路 有君） 自席でよろしいですか。

○議長（勝部 俊徳君） 御自席どうぞ。

○議員（5番 山路 有君） 発議案第1号、議会における地方行政調査について。南部箕蚊屋広域連合議会会議規則第14条の規定により、南部箕蚊屋広域連合議会において、下記の事件について調査を行うため提出する。令和6年8月27日提出。提出者、南部箕蚊屋広域連合議会議員、山路有。賛成者、敬称を略させていただきます。細田元教、真壁容子、乾裕、景山浩、荊尾芳之、一橋信介、大床桂介、河中博子。次に、1番目として、調査事件、生活支援体制整備に向けた取組について。2点目、調査地、島根県雲南広域連合管内。3番目、調査期間、令和6年11月から令和7年2月までの1日間。4番目として、経費、予算の範囲内。5番目、構成、総務民生常任委員会を主体とする。以上です。

皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、これより質疑に入ります。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

これから、討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより、発議案第1号、議会における地方行政調査についてを採決いたします。

発議案第1号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（勝部 俊徳君） 日程第14、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、山路有委員長から、閉会中に次期定例会の日程等について十分調査を行う必要があると調査申出がありましたので、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、山路有議員から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもちまして、今定例会の会議に付議されました議案は全て議了いたしました。よって、令和6年第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。

以上をもちまして、令和6年第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後3時27分閉会
